

○京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱

平成23年 8月19日

京都府告示第429号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行困難者用駐車場の適正な利用を図るため、知事が利用証を交付することにより、当該利用証の交付を受けた者がおもいやり駐車場を円滑に利用することができることとする京都おもいやり駐車場利用証制度（以下「利用証制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩行困難者用駐車場 車椅子使用者用駐車施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。）及びプラスワン駐車区画（同令第19条第1項第3号に規定する経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた駐車施設であって幅250センチメートル以上350センチメートル未満のものをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) おもいやり駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の申出に基づき、府が次条第2項の規定により登録を行った歩行困難者用駐車場をいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、利用証制度に協力しようとするときは、知事に京都おもいやり駐車場利用証制度協力駐車場登録申出書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申出書に記載された駐車場が歩行困難者用駐車場に該当するときは、おもいやり駐車場として登録を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録を行ったときは、おもいやり駐車場であることを示す案内掲示板（別記第2号様式）を施設管理者に交付するものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 京都おもいやり駐車場利用証（別記第3号様式。以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに

該当する者であって歩行が困難であると認められるもののうち、別表第1の基準に適合する者とする。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）
- (2) 難病患者（難病にかかっている者をいう。以下同じ。）
- (3) 高齢者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）
- (4) 妊産婦（母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第1項に規定する妊産婦をいう。以下同じ。）
- (5) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児若しくは2歳に満たない幼児又は複数の多胎児（3歳に満たない者に限る。）を現に監護するものをいう。以下、同じ。）
- (6) けが人（傷害を受けている者をいう。以下同じ。）
- (7) 前各号に掲げる者のほか、歩行が困難であるために、特別な配慮が必要と認められる者

（利用証の交付申請）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、京都おもいやり駐車場利用証交付申請書（別記第4号様式）により、知事に申請をするものとする。

2 前項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の時に、別表第2に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる提示すべき書類等を提示しなければならない。

3 郵送により第1項の規定による申請をするときは、前項の規定による書類等の提示に代えて、同項の書類等の写しを添付しなければならない。

（利用証の交付等）

第6条 知事は、申請者が交付対象者であると認めるときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

2 利用証の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 第4条第1号から第3号までに掲げる者 5年間
- (2) 第4条第4号に掲げる者 母子健康手帳を取得した時から産後12箇月までの期間
- (3) 第4条第5号に掲げる者 監護される者が2歳（多胎児にあつては、3歳）に達す

るまでの期間

(4) 第4条第6号に掲げる者 1年の範囲内で必要な期間

(5) 第4条第7号に掲げる者 5年の範囲内で必要な期間

3 前項の有効期間の満了後に引き続き利用証を使用しようとする者は、有効期間の満了する日の1月前から有効期間の満了する日までに、前条第1項の規定により申請をするものとする。

4 申請者は、直接利用証を受け取ることができないときは、郵送により利用証を受け取ることができる。

5 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、おもいやり駐車場を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

（利用証の再交付）

第7条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、京都おもいやり駐車場利用証再交付申請書（別記第5号様式）により、知事に申請をするものとする。

（利用証の返却）

第8条 利用者は、利用証の有効期間が満了し、又は利用証を使用する必要がなくなったときは、利用証を京都おもいやり駐車場利用証返却届（別記第6号様式）に添えて、速やかに知事に返却するものとする。

2 知事は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 交付対象者ではなくなった場合

(2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、利用証制度の運用に支障を生じさせた場合

（交付申請等の特例）

第9条 法人でその所属する会員に対して健康又は福祉に関する役務を提供するもの（以下「特例法人」という。）は、当該法人に所属する次のいずれかに該当する会員で利用証の交付を受けようとするもの（以下「利用希望者」という。）が交付対象者に該当することを確認したときは、京都おもいやり駐車場利用証特例交付申請書（別記第7号様式）により、当該利用希望者に代わって、知事に利用証の交付を申請することができる

る。

(1) 第4条第1号又は第2号に掲げる者

(2) 前号に掲げる者に準じる者で第4条第6号に掲げるもの

2 特例法人は、前項の規定により申請をするときは、特例法人の定款又は寄附行為の写しを提出するものとする。

3 知事は、第1項の規定により申請を受けたときは、利用希望者に係る利用証を、当該申請を行った特例法人に交付するものとする。

4 前項の規定により利用証の交付を受けた特例法人は、利用希望者に対して、速やかに利用証を交付するものとする。

5 前項の規定により利用希望者が交付を受けた利用証の再交付及び返却の手続については、知事が別に定める。

(他の制度等との調整)

第10条 次に掲げる証明書等又は標章のいずれかの交付を受けている者は、おもいやり駐車場を利用することができる。

(1) 他の地方公共団体の制度であって知事が適当と認めるものに基づく利用証に相当する証明書等

(2) 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）第6条の5第11号に規定する標章

2 施設管理者は、前項の証明書等又は標章が利用証と同一の効力を有するものとして取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則（令和3年告示第179号）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年3月14日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める部分及び「第18条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この告示による改正前の京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）別記第1号様式、第4号様式及び第7号様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都おもいやり駐車場利用証制度要綱（以下「新要綱」という。）のそれぞれの規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。
- 3 旧要綱別記第2号様式及び第3号様式により作成された案内掲示板及び京都おもいやり駐車場利用証で、この告示の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第1（第4条関係）

区		分		基	準	
1 障害者	身体障害	視覚障害		4級以上		
		聴覚障害		3級以上		
		平衡機能障害		5級以上		
		肢体不自由	上肢		2級以上	
			下肢		6級以上	
			体幹		5級以上	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上		
			移動機能	6級以上		
		心臓機能障害		4級以上		
		腎臓機能障害		4級以上		
		呼吸器機能障害		4級以上		
		ぼうこう又は直腸の機能障害		4級以上		
		小腸機能障害		4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上			
肝臓機能障害		4級以上				
	知的障害	療育手帳の障害程度の欄がマルA又はAであること。				

	精神障害	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級であること。
2	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者(注の1)、特定疾患医療受給者(注の2)又は小児慢性特定疾患医療費受給者(注の3)であること。
3	高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上であること。
4	妊産婦	母子健康手帳を取得したときから産後12箇月までの間にある者であること。
5	保護者	乳児又は2歳（多胎児にあつては、3歳）に満たない幼児を現に監護していること。
6	けが人	医師の診断等により、車椅子、つえ等を使用することが必要であると認められる者であること。
7	その他	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者であること。

- 注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定するものをいう。  
 2 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号）に規定するものをいう。  
 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するものをいう。

## 別表第2（第5条関係）

区 分		提示すべき書類等
1	障害者	
	身体障害	身体障害者手帳
	知的障害	療育手帳
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳
2	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証(注の1)、特定疾患医療受給者票(注の2)又は小児慢性特定疾患医療受給者証(注の3)
3	高齢者等	介護保険被保険者証
4	妊産婦	母子健康手帳
5	保護者	監護される者の年齢を確認することができる書類（母子健康手帳等）
6	けが人	次に掲げる全ての書類 (1) 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 (2) 本人確認書類（運転免許証等）
7	その他	次に掲げる全ての書類 (1) 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 (2) 本人確認書類（運転免許証等）

- 注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定するものをいう。  
 2 特定疾患治療研究事業実施要綱に規定するものをいう。  
 3 児童福祉法に規定するものをいう。

別記  
第1号様式（第3条関係）

京都おもいやり駐車場利用証制度協力駐車場登録申出書

年 月 日

京都府知事 様

申出者

郵便番号  
主たる事務所又は事業所の所在地又は住所

名称又は氏名

代表者の氏名（団体の場合）

担当者の氏名・連絡先等

氏名

電話番号

メールアドレス

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおりおもいやり駐車場の登録を申し上げます。

なお、登録された駐車場については、2に掲げる事項に協力します。

1 協力駐車場

施設		車椅子使用者用駐車施設数 (5.5m以上)	プラスワン駐車区画数 (2.5m以上)	希望するステッカーの枚数	希望するカラーコーンカバーの枚数
(1)	名称			車椅子使用者用駐車施設 A2 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地			A3 枚	
	用途			プラスワン駐車区画 A2 枚 A3 枚	
(2)	名称			車椅子使用者用駐車施設 A2 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地			A3 枚	
	用途			プラスワン駐車区画 A2 枚 A3 枚	
(5)	名称			車椅子使用者用駐車施設 A2 枚	車椅子使用者用 駐車施設 枚
	所在地			A3 枚	
	用途			プラスワン駐車区画 A2 枚 A3 枚	

注 1 「用途」の欄には、ショッピングセンター、病院、ホテル等施設の用途を具体的に記入してください。  
2 「プラスワン駐車区画数」の欄には、施設から経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた、幅2.5m以上5.5m未満の駐車区画を協力駐車場として確保することができる場合に、その区画数を記入してください。

2 協力する事項

- (1) 知事から交付される案内掲示板を掲示します。
- (2) 利用証を掲示している車両が優先して利用することができるよう、適切な管理に努めます。
- (3) 協力駐車場に物を置いたりしないよう、適切に管理します。

第2号様式（第3条関係）

（その1）車椅子使用者用駐車施設



(その2) プラスワン駐車区画

**京都おもいやり**  
**プラスワン 駐車場**  
(歩行困難者用駐車場)



この駐車場は、歩行困難者用駐車場利用証をお持ちの方等が利用できます。



第3号様式（第4条関係）

（その1）長期（障害者、難病患者、高齢者等）

（表）



(裏)

## 京都おもいやり駐車場利用証 (歩行困難者用駐車場利用証)

### 注意事項

1. この利用証は、交付された本人が認められた内容で対象駐車場を利用する場合のみに使用可能です。
2. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。
3. 有効期間満了や症状の変化等で、利用証の交付対象者でなくなった場合は、すみやかに交付を受けた窓口にご利用証を返却してください。



(その2) 短期 (妊産婦、けが人等)

(表)



(裏)

## 京都おもいやり駐車場利用証 (歩行困難者用駐車場利用証)

### 注意事項

1. この利用証は、交付された本人が認められた内容で対象駐車場を利用する場合のみに使用可能です。
2. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。
3. 有効期間満了や症状の変化等で、利用証の交付対象者でなくなった場合は、すみやかに交付を受けた窓口にご利用証を返却してください。





第5号様式(第7条関係)

京都おもいやり駐車場利用証再交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者

郵便番号

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり京都おもいやり駐車場利用証の再交付を申請します。

1 使用区分

障害者( 身体障害 知的障害 精神障害) 難病患者 高齢者等 妊産婦 けが人  
その他

2 現に交付を受けている利用証の交付番号等

交付番号	
有効期限	年 月

3 再交付申請の理由

紛失 破損 その他

状況( )

注 「1 使用区分」及び「3 再交付申請の理由」については、該当する項目の□にレを記入してください。

第6号様式(第8条関係)

京都おもいやり駐車場利用証返却届

年 月 日

京都府知事 様

届出者

郵便番号

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり京都おもいやり駐車場利用証を返却します。

1 返却する利用証の交付番号等

交付番号	
有効期限	年 月

2 返却する理由

有効期限が到来したため

その他

( )

注 「2 返却する理由」については、該当する項目の□にレを記入してください。

第7号様式(第9条関係)

(表)

京都おもいやり駐車場利用証特例交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請団体

郵便番号

主たる事務所又は事業所の所在地又は住所

名称

代表者の氏名

担当者の氏名・連絡先等

氏名

電話番号

次の利用希望者が交付対象者に該当することを確認しましたので、京都おもいやり駐車場利用証制度実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり京都おもいやり駐車場利用証の交付を申請します。

利用希望者

番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等
番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等
番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等
番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等
番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等
番号	氏名	住所	生年月日
			年 月 日
	対象区分	障害等区分	等級・病状等
			手帳番号等

- 注 1 この様式により申請をすることができる対象者は、裏面の表に掲げられた者に限ります。  
 2 「対象区分」の欄には、裏面の表の区分の欄の①から⑤までのうち該当する番号を記入してください。  
 3 「障害等区分」の欄には、対象区分の欄が①の場合に、裏面の表の区分の欄から該当する障害等を記入してください。  
 4 「等級・症状等」の欄には、裏面の表の基準の欄から該当するものを記入してください。

(裏)

区 分		基 準		
障害者	①身体障害者	視覚障害	4級以上	
		聴覚障害	3級以上	
		平衡機能障害	5級以上	
		肢体不自由	上肢	2級以上
			下肢	6級以上
			体幹	5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
			移動機能	6級以上
		心臓機能障害	4級以上	
		腎臓機能障害	4級以上	
		呼吸器機能障害	4級以上	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上	
	小腸機能障害	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上		
	肝臓機能障害	4級以上		
②知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がマルA又はAであること。			
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級であること。			
④難病患者	特定医療費（指定難病）受給者（注の1）、特定疾患医療受給者（注の2）又は小児慢性特定疾病医療費受給者（注の3）であること。			
⑤その他（①から④までに準じる者）	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められること。			

注 1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に規定するものをいう。

注 2 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号）に規定するものをいう。

注 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定するものをいう。

別記第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）

（令3告示179・一部改正）